

フロン適正管理専門家派遣事業

1 フロン類について

フロン類は、かつて理想的な冷媒として開発され、冷凍庫・冷蔵庫、エアコン等に活用されてきました。しかし、代替フロンは、地球温暖化係数が二酸化炭素の数十倍～一万倍超と高く、代替フロンの排出抑制が求められています。

2 フロン使用機器の適正管理について

業務用のエアコンや冷蔵ショーケースで冷媒としてフロン類が使われているものを管理する方には、定期的な点検や廃棄時の回収等が義務付けられています。点検や整備を怠り機器からフロン類が漏れると、地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。

また、令和2年4月1日から、業務用のエアコンや冷蔵ショーケースなどを廃棄する場合は、専門業者によるフロン回収が終了したことを示す書類（引取証明書）などがないと、リサイクル業者や産業廃棄物処理業者に引き取ってもらえませんので、注意が必要です。

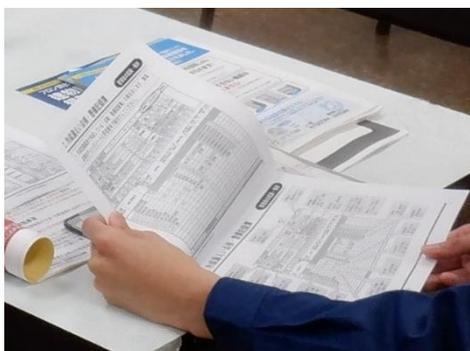
管理者（機器ユーザー）が取り組むべき措置

使用時・整備発注時	1. 「管理者の判断基準」の遵守（管理者）  簡易点検 定期点検 記録の作成・保存 等
	2. フロン類算定漏えい量の報告（管理者） 充填・回収情報の集計 ▶ 漏えい量の算定 ▶ 報告
	3. 整備時におけるフロン類の充填及び回収の委託（管理者、整備者）  <ul style="list-style-type: none"> ・第一種フロン類充填回収業者への委託 ・整備発注時の管理者名の確実な伝達 等
廃棄時等	エアコン等の廃棄時に取り組む内容（廃棄等実施者）  <ul style="list-style-type: none"> ・フロン類の適切な引き渡し ・回収依頼書／委託確認書の交付・保存、引取証明書の保存、写しの保存（行程管理制度） 等

出典：第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き（第2版）環境省、経済産業省を一部改変

3 フロン適正管理専門家派遣事業

府では、地球温暖化対策の一環としてフロン類の漏えい防止の取組を促進しています。本事業では、フロン使用機器の適正管理の普及啓発を目的とし、専門家が、実際の機器や点検状況を確認し、管理者として取り組むべきことについて、派遣先の状況に応じたアドバイスを行っています。アドバイスによりフロン使用機器の適正な管理が行われることで、機器の整備費用や電気代を抑えることができるとともに、府が進めるフロン類の漏えい防止が図られます。



点検の記録についてアドバイス



機器の管理についてアドバイス